

「大宮小いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止にむけての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校は迅速かつ組織的に対応するため、「いじめ」に対する認識を、全教職員で共有する。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

- (2) いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、「いじめは、いじめた側が100%悪い」という意識をもたせていく指導を行う。

2 未然防止のための取組の推進

- (1) 児童が主体的に取り組めるような授業の実践
- ・教科学習の際、ペア学習を導入し、児童が授業を通して、友達の意見を聞きあうことで友達の様々な考えを理解し、より好ましい人間関係を築けるようにしていく。
- (2) 児童が規律ある学校生活を送れるような指導の徹底
- ・「大宮グッドニュース」の取組を通して、児童の学校生活におけるよい言動を取り上げ、価値付けしていく。
 - ・「大宮小スタンダード」や「大宮小のきまり」の徹底を図り、規律やルールについて全学年で共通した指導を行う。
- (3) 児童が道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養えるような教育活動の展開
- ・年に一回の道徳授業地区公開講座を軸とし、道徳の授業を中心に「いじめは人間として絶対に許されない」という認識をもたせる授業を実践する。また、地域や保護者に発信していく。
- (4) 相手への思いやりの心を育てる活動
- ・日常的にあいさつに取り組むことで、相手への思いやりの心を育てる。
 - ・「学級に増やしたい言葉」の取組を通し、言葉への意識を高める中で、友達への思いやる心を育てる。
- (5) 教職員のいじめ防止に向けた研修の実施
- ・年3回以上の校内研修の充実やいじめ総合対策の活用を通じた教職員の資質向上を図る。

3 早期発見のための取組の推進

- (1) 心のアンケートの実施
- ・年3回の「ふれあい月間」に合わせ、全児童対象に心のアンケートを実施し、情報収集を図る。(6月、11月、3月)
- (2) 生活指導に関する情報交換を主にした生活指導夕会の開催
- ・毎週火曜日に設け、その週に起きた生活指導上の出来事の報告を行い、教職員全員で情報共有を図り、対応に当たる。

(3) 管理職との連携

- ・生活指導上気になる情報を得た際には、すぐに管理職に報告し、必要に応じて、関係する教職員と話し合いを設け、学校としての対応に当たる。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を、生活指導部と位置付ける。構成員は、管理職、主幹、生活指導主任、生活指導部員、SCとする。
- (2) いじめの発見や通報を受けた教職員は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を招集して情報を共有し、対応を協議する。
- (3) いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行い、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素からいじめ対策委員会の在り方や活用の仕方について、全教職員で共通理解を図る。
- (5) いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級、進学の際に、適切に指導を引き継げるようにする。(卒業後5年間保存)
- (6) 発見したいじめについては、解決と判断されてからも3か月間は経過観察期間とし、被害児童、加害児童共に状況を複数の教員の目で見守る。

5 教育委員会や関係諸機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてSCやSAT、高井戸警察署などの協力を得て、解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく、高井戸警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の時間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに、教育委員会へ報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

6 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、速やかに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめに関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑みて、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

※懲戒とは、「児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割り当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。(平成25年9月20日文部科学省『第4回いじめ防止基本方針策定協議会』資料による)との見解とする。

8 学校評価の実施

いじめ防止等への取組について、学校評価を行い、学校関係者評価とも合わせて、改善を図っていく。